

新たな障害保健福祉サービスがはじまります

「障害者自立支援法」が4月1日から施行されます。

これまでの身体・知的・精神の種別ごとに提供されていた障害者の方へのサービスが一元化されるほか、利用者負担も見直されるなど「障害保健福祉サービス」が変わります。

利用者負担

原則1割の利用者負担と食費などの実費負担が必要となります。ただし、月額負担上限額が設定されるほか、所得の低い方には各種の軽減措置があります。これらの軽減措置を受ける場合には、町で申請手続きを行ってください。

現在、障害保健福祉サービスを受けている方は、4月1日から利用者負担が変わるため、3月31日(金)までに利用者負担額の見直しの手続きが必要です。

各サービスの移行手続き

サービスの内容	移行日	移行手続きなど
居宅支援サービス	4月1日	平成18年4月から9月までは「みなし支給」が適用されるため、新たな支給申請は不要。なお、精神障害者の方は新たに支給申請を行い、3月31日までに支給決定を受けることが必要。
施設支援サービス	10月1日	現在、施設を利用している方は、施設が新サービスに変わっても平成24年3月まで利用可。〈定期の支給決定は必要〉

※障害児の施設利用については、平成18年10月1日に措置制度から契約制度に移行するとともに、利用者負担が変更されます。

自立支援医療の手続きはお済みですか

更生医療、精神障害者通院医療費公費負担制度が平成18年4月1日から自立支援医療制度に変更になります。まだ、みなし支給認定の手続きをしていない方は、早めに保健福祉課(保健センター内)へおいでください。

申請に必要な書類

申請書・医療被保険証・印鑑など

問合せ 3月26日まで 保健福祉課介護福祉班 ☎1158
3月27日から 福祉課福祉班(横芝行政センター内) ☎1114



これからも、皆さんのご協力をお願いします。

今まで多くのボランティアのご協力により、きれいな光町をつくることができました。
今月27日から、新町『横芝光町』となりますが、合併後も『日本一きれいな町』を目指して「栗山川環境ボランティア」や「ごみゼロ運動」などのボランティア活動を継続していきますので、より一層のご協力をお願いします。

これからも、きれいな町づくり
ごみと上手に付き合っていこう
(21)

ごみの収集日程

ごみの種類	不燃・資源ごみ		燃えるごみ(全地区共通)	
	3月	4月	3月	4月
地 区				
日 吉	3日・17日	3日・17日	3日・7日	4日・7日
南 条	3日・17日	3日・17日	10日・14日	11日・14日
東 陽	4日・18日	4日・18日	17日・24日	18日・21日
白 浜	3日・17日	3日・17日	28日・31日	25日・28日

※収集日は、変更になる場合もあります。